

駐車監視員活動ガイドライン

【月島 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	都道463号	清澄通り	勝どき4-13先新島橋	佃3-1先相生橋	7:30-20	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道463号	中央大橋通り	佃2-1先中央大橋	佃2-23先清澄通り相生橋	9-22	
2	都道473号	佃大橋通り	佃2-17先	佃3-12先朝潮大橋	9-22	
3	区道	西河岸通り	月島1-2先	月島3-26先	9-20	
4	区道	東仲通り	月島2-9先～(月島川)～勝どき4-8先		9-20	
5	区道	朝潮橋通り	月島1-16先西河岸通り	月島2-20先朝潮橋	9-20	
6	区道	晴月橋通り	月島3-21先西河岸通り	月島4-7先晴月橋	9-20	
7	区道	清澄通り	豊海埠頭	新島橋	9-20	
8	都道304号	晴海通り	勝鬨橋	春海橋	7:30-20	
9	区道	佃大通り	佃2-4先	佃2-21先清澄通り	9-20	
10	区道	佃仲通り	佃2-12先中央大橋通り	佃2-17先佃大橋通り	9-22	
11	区道	西仲通り	月島1-3先	勝どき3-16先	9-22	
12	区道	—	勝どき5-5先	勝どき6-3先	9-20	
13	区道	—	勝どき5-8先	勝どき6-6先	9-20	
14	区道	—	勝どき5-13先	勝どき6-7先	9-20	
15	区道	—	豊海町2番先	豊海町11番先	9-20	

重点地域

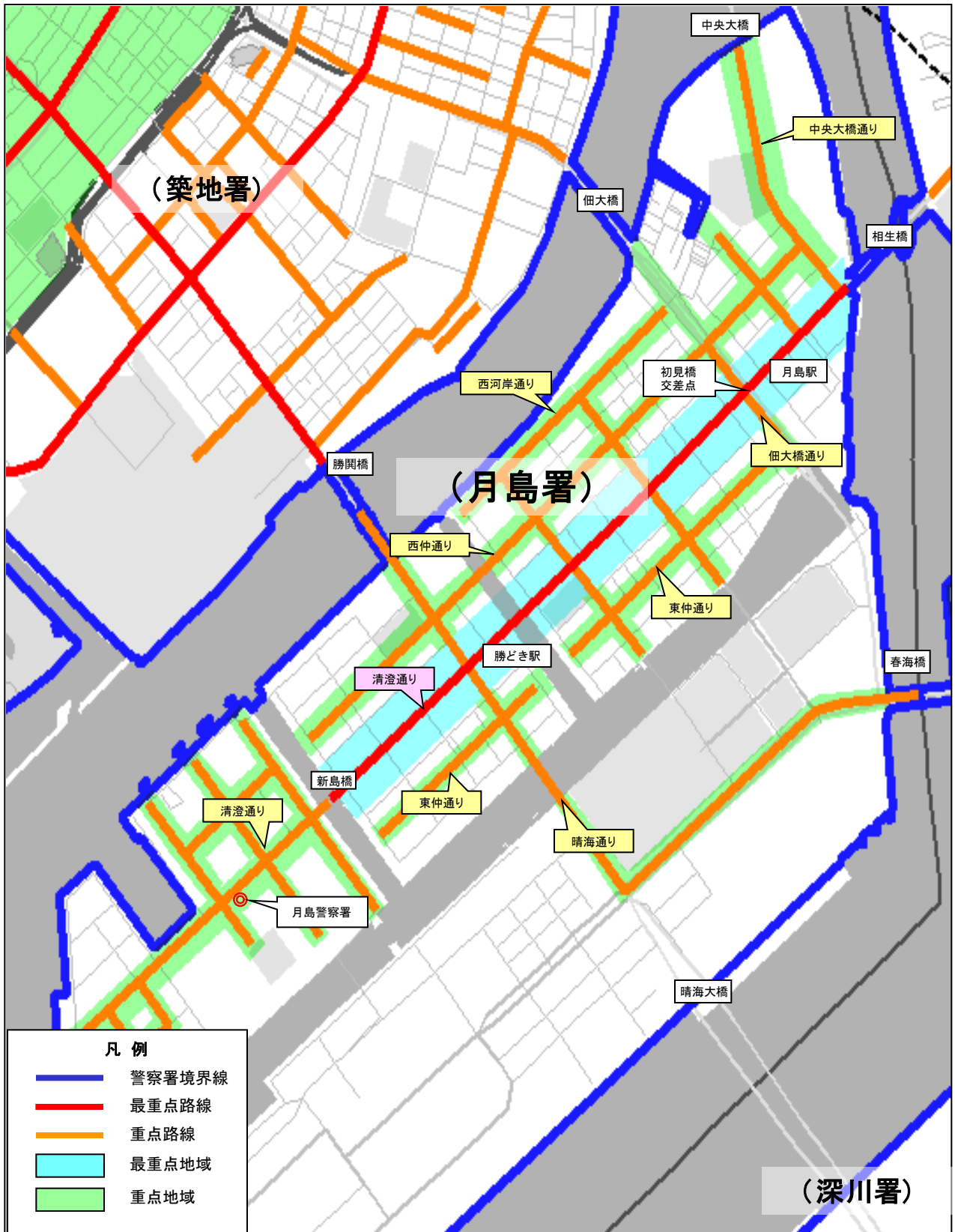
◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(清澄通り[新島橋～相生橋])周辺	9-20	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(中央大橋通り、佃大橋通り、西河岸通り、東仲通り、朝潮橋通り、晴月橋通り、佃大通り、佃仲通り、西仲通り)周辺	各重点時間帯	
2	東京湾華火関連路線周辺	華火開催時	
3	住吉神社祭礼関連路線周辺	祭礼開催時	

月島警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)2008ZENRIN CO.LTD.(Z07LC第015号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。